

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)
制定



回覧

春の福井市を 美しくする運動

3月9日(日)～3月16日(日)

私たちの自治会は

月 日 () の 時からです

(予備日 月 日)



清掃場所：

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)

3 すすんで くふうをこらし 清潔で美しいまちを つくりましょう

実践目標：まちの美化 広がる緑と豊かな心 (令和6年4月改定)

- 私たちのまちをみんなの協力できれいにしましょう。
- ごみは種類ごとに分別して、指定の収集日に出しましょう。
- 美しくする運動の中で、捨てない・汚さない心を育てましょう。

主 唱

福井市自治会連合会
福井を美しくする会連絡協議会
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

【問合せ先】(ごみの処理などについて不明な点がございましたら、下記所属に連絡ください。)

★不燃粗大ごみ、一般可燃・不燃ごみに関して
収集資源センター 35-0052

★市が管理する道路、側溝の泥土回収に関して
福井市役所 監理課 20-5555

★市が管理する公園の草に関して
福井市役所 公園課 20-5460

★上記以外の福井市を美しくする運動に関して
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会事務局(生涯学習課内) 20-5361

★可燃粗大ごみに関して
クリーンセンター 53-8999

★市が管理する水路の泥土回収に関して
福井市役所 河川課 20-5492
※事前に御連絡ください。



※詳細は、裏面をご覧ください。

ごみの分別に関してはこちらをご覧ください

一斉清掃で出たごみの処理についてのお願い

①ごみステーションに出すごみ

燃やせるごみ	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※量が多い場合、何回かに分けて収集する場合があります。
燃やせないごみ （空き缶・空きびん等）	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせないごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※清水・越廼地区はそれぞれの専用コンテナに出してください。
草 （道路・神社・河川等）	必ず、泥や土を落とし 、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。（地区において処理できる場合は、各地区にて処理してください。ただし、野焼きは禁止です。）

◆指定ごみ袋（家庭用）には『自治会名』及び『清掃運動』と書いてください。

◆**ごみ袋が多数になる場合は、何回かに分けて各地区の指定日に、ごみステーションに出してください。**

②持ち込んでいただくごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

燃やせる 粗大ごみ	持込期間：3月9日（日）～3月21日（金）ただし、15日（土）、16日（日）、20日（木・祝）は除く。 ◆期間を過ぎてからの持ち込みは 有料となります 。 受付時間：3月9日（日） 9：00～11：30 3月10日（月）～ 3月14日（金） 8：30～12：00 13：00～17：00 3月17日（月）～ 3月21日（金） 8：30～12：00 13：00～17：00 持込み先：クリーンセンター （福井市寮町50-41 Tel.53-8999） 持込める物：木製品、畳、ふとん、じゅうたんなど
燃やせない 粗大ごみ	持込期間及び受付時間：同上 持込み先：収集資源センター （福井市南江守町2-1 Tel.35-0052） 持込める物：金属製品、自転車（盗難届の有無について要警察確認）など

◆処理手数料減免申請の際必要ですので、**自治会の印鑑（ない場合は自治会長の私印も可能）**を、必ずご持参ください。

◆**産業廃棄物**は下記④「処理困難物」として対応をお願いします。

③市が個別に収集可能なごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

市が管理する 公園の草	必ず、泥や土を落とし 、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、公園入口付近の邪魔にならない場所にまとめ、 右の入力フォーム 又は公園課（20-5460 3月10日（月）～17（月））に場所と個数等を連絡してください。※二次元コード（公園の草回収専用）からの連絡推奨→ （市が管理する公園以外で出た草に関しては、①ごみステーションに出してください）	 ※回収には 回数がかかる場合 があります。
市が管理する 側溝や水路の泥土	後始末は各自治会でお願いします。 ・やむを得ない場合に限り、下記まで事前にご連絡ください。（土のうの場所等） 市道の側溝の泥土：監理課（20-5555） 市が管理する水路の泥土：河川課（20-5492） ・回収を依頼する場合、必ずごみ（空き缶等）を取り除いて泥土だけにし、 土のう袋に適度に詰め、袋の口を縛った上で 、邪魔にならない場所にまとめてください。（泥を落とした空き缶等は、①ごみステーションに出してください。） ・ 泥土以外のごみ、ごみが混在した泥土、袋詰めされていない泥土は回収できません。	

④自治会で対応していただくごみ（市で処理することができないごみ）

家電 4 品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目につきましては、リサイクルが義務付けられていますので、 郵便局でリサイクル券を購入した上で 、指定引取場所へ持込みをお願いします。 指定引取場所（日曜・祝日は除く）：池田金属株 Tel.21-3131 日本通運株福井支店 Tel.36-5561
処理困難物	コンクリート、消火器、車の部品、バッテリーなどは、 市が収集も処理もできないもの です。 処分する場合は、専門の処理業者に依頼してください。 有料となります
パソコン	リサイクルが義務付けられています。処理方法は、各メーカーにお問合せください。 一部有料となります

◆処理費については**ごみステーション美化協力金等**をご活用ください。

※家庭のごみは一斉清掃の対象ではありませんのでご注意ください。